#### 第12 回 CRC と臨床試験のあり方を考える会議 2012 in大宮

演題:原資料マネジメントを再考する

原資料マネジメントのあり方 -Global監査の観点から-

所属 : バイエル薬品株式会社

信頼性保証本部 薬務監査部

発表者: 湯川 吉博

本演題発表に関連して、開示すべきCOI関係にある企業 等はありません。

### 謝辞

発表資料作成にご協力頂いた<u>Global Pharmaceutical Companies</u> Quality Assurance Committee(GPQC)メンバーに感謝致します

#### GPQC メンバー会社(全12社)

アストラセ ネカ株式会社 グラクソ・スミスクライン株式会社 中外製薬株式会社 日本イーライリリー株式会社 ノバルティスファーマ株式会社 バイエル薬品株式会社 バクスター株式会社 MSD株式会社 ファイサー株式会社 ブリストル・マイヤース、株式会社 ヤンセンファーマ株式会社 ユーシーヒージャパン株式会社

### 「原資料」とは?

#### Source documents are

Original (一番最初に記録された)



- Documents
- Data
- Records

Or

Copies or transcriptions certified after verification as being accurate copies [ICH-GCP 1.52]

# 「原資料の特定」ではなく「原データの特定」



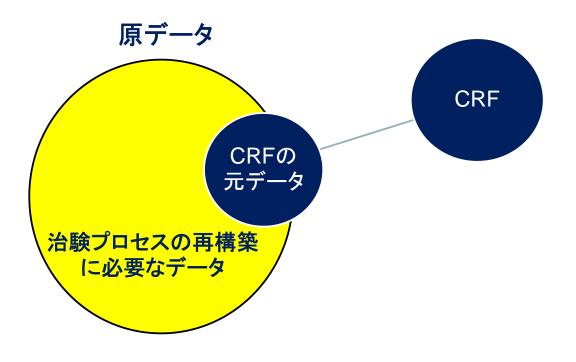
「原データ」が記録されている媒体を「原資料」という

「原資料」と特定されているデータが、必ずしも、「原データ」とは限らない

#### 原則

「原データ」を特定すれば、自ずと「原資料」が特定される

### 「原データの特定」には 2つの考え方がある



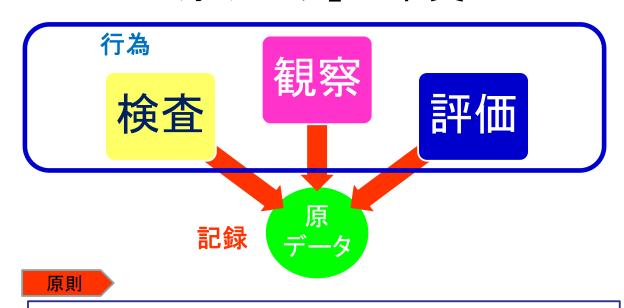
### 「原データの特定」には 2つの考え方がある

1	一般的な治験依頼 者の考え方	症例報告書の元となったデ ータのみ特定すればよい
2	US-FDA Inspector の考え方	治験プロセスの再構築に必要なものは、すべて「原データ」である 手帳、カレンダー(予定表)、メモなども該当

#### 原則

治験プロセスの再構築に必要なものは、すべて 「原データ」になり得る

### 「原データ」の本質



「原データ」は、夫々の行為(プロセス)を行った結果として、各種媒体に記録される(通常は、行為を行った者が記録する)

#### 「原データ」作成の本質を理解すべき

#### 例)Timely Review

検査伝票には、確かに「署名と日付」が記載されているが、インタビューすると、「何枚も署名するのは大変だった」とのこと。

「署名と日付」が 目的になってい るのでは?



何のためにTimely Reviewするのかという「本質」が 理解されないで、手技的な面のみが強調されている のでは? イニシャルや簡略署名を使用しては?

### なぜTimely Reviewするのか?(本質)

#### 「被験者の安全性の確保」が目的



安全性の検査・観察・測定項目について、"臨床的に意味のある重要な"異常の有無を早期に発見し、必要な場合は直ちに安全確保のための措置を講じるためにTimely Reviewを行う



被験者の次回の来院時に気付いたのでは手遅れ!

### Timely Reviewの記録

次の3つを記録する

- 1) "臨床的に意味のある重要な"異常があったのかどうか:評価結果
- 2)誰が評価したのか:評価者の署名またはイニシャル
- 3)いつ評価したのか:評価の日付

記録がないと、誰が、いつ、どのように評価したのか再構築できない

### 誰が「原データ」を記録するのか

検査・観察・評価を行った者が、その結果を「原データ」として記録すべきである



#### 原則

医学的な評価・判断、同意取得は医師でなければ 実施できない

### 「原資料」は1つとは限らない

例) ECGの原資料 医師による ECGの評価: カルテなど



検査実施日、ECGの測定内容・条件・結果(波形・数値)、被験者情報(誰に対して実施したのか)、測定者情報など:ECGチャート

#### 原則

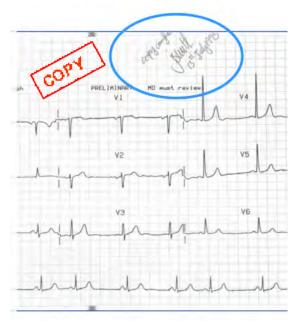
「原データ」は1つであるが、ECGにかかわるデータ・エレメントを含む「原資料」は複数存在することがある

#### 「Certified Copy(サーティファイド・コピー)」とは?

「原本と相違ない」旨が確認され、

医療機関側のスタッフにより

- されたコピー原本と区別するため「COPY」ま
- 原本と区別するにめてOPY」または「certified copy」と書かれていることが望ましい
- コピーが複数枚に及ぶ場合は、 総頁数を記載する
- 原本と一緒に保管する(可能な場合)



#### どのような場合にCertified Copy?

次の場合に、Certified copyを作成する

- ●データの完全性を損なう危険性が予想される場合(感熱紙、電子データのPrint outなど)
- •原資料が一時的あるいは長期間利用不可能になる場合(原資料の貸し出し[セカンド・オピニオン、他院への入院]、他院・他科への返却など)

## 「Certified Copy(サーティファイド・コピー)」 Print outの例

コンピュータからデータをPrint outした場合、プリントした人が

- 1) 正しくプリントされている(ページ漏れがなく、文字 が読める)ことを確認
- 2) 複数枚の場合、ホッチキスなどで束ねる
- 3) 表紙(または最終頁)に手書きで次の事項を記載する
  - プリントした日付
  - 確認した人の署名あるいはイニシャルと確認日

### 「原データ」特定の手順

1. 特定すべきデータを決める



2. 一般診療でのデータの作成プロセスを把握する(誰が、どのように検査・観察・測定・評価し、どのように記録するのか)



3. 通常では記録されない試験データ、あるいは人により記録 する場所が異なるデータについて、誰が、どこに記録するのか を決定する



4. 記録方法をトレーニングし、徹底する

原則

治験の開始前に特定し、合意しておくことが重要

### すべての記録が 「原資料」となり得る

- ✓カルテのみが原資料ではない
- ✓あらゆる記録が原資料となり得る 「誰が記録したのか」は関係ない



- ✓ ただし、原則として、転記されたデータは、原 データではない
- ✓原資料ではないものが、誤って原資料として 特定されているケースが少なくない

#### 記録のOwnerは?

ワークシート: 医療機関の所有物

本来、医療機関が作成すべきものである

(原資料・原データの保管については、医療機関に責任がある:医療機関が考えるべき)

#### CRF:治験依頼者の所有物

被験者日誌、被験者質問票などでも、治験依頼者 (あるいは外部の機関・業者)によって回収される 場合は、被験者の実名などの個人情報はマスク する必要がある

### ワークシート利用時の注意点



- ✓ 利用時の条件:ワークシートは、原データの特定の結果、 資料のどこにも原データが残らない場合に限り、利用する
- ✓ 原データが記載される資料(つまり、それが原資料)が存在するのにワークシートを作成した場合、データの単なる転記にしか過ぎず、転記ミスを誘発することになる 必要のない限り、極力、転記は避けるべきである(エラーを避けるため)
- ✓ カルテなどの、医療機関が通常保存する資料以外に、試験 特有のワークシートを作成した場合、長期保存のlocation が異なる恐れがあるため、Cross-referenceが必要である

ご清聴ありがとうございました。